

## 詳細な制度設計に向けた論点整理（案）

### 【基本的考え方】

「官から民へ」の観点から、  
民業補完に徹して機能を限定した上で、政策金融機関を再編し、政策金融の貸付残高の対GDP比を半減するとともに、  
民間金融機関も活用した危機対応体制を整備し、  
効率的な政策金融機関経営を追求する、  
との基本原則に基づき、以下の論点について詳細な制度設計に向けた検討を進めていくこととする。

### 【新政策金融機関関係】

#### 1．組織の在り方

(1) 特別の法律により特別の設立行為をもって設立される株式会社又は独立行政法人若しくはこれに類する法人

- ・検討に当たっては、政策金融改革の趣旨を踏まえて、民間の手法を活かした効率的な事業運営の実現、政策上必要な業務の的確な実施、強固なガバナンスの確保といった観点を重視すべきではないか。

(2) 強固なガバナンスの確立

明確な経営責任の下で運営

- ・業務に関する具体的な目標等を盛り込んだ経営計画を策定し公表すべきではないか。また、業績を評価する基準をいかに設定するか。
- ・政策の的確な遂行と効率的な金融を両立させる経営体制をどのようなものとするか。また、トップマネジメントの人事について、具体的な組織設計を踏まえ、行政改革推進法案の規定に沿って適切に実施することが必要ではないか。
- ・効率的な事業運営と政策上必要な業務の的確な実施をともに確保するために、経営陣による経営判断を尊重することと必要な国の関与を行うことをどう両立させるか。
- ・収支差補給の形になっているものはこれを見直し、事業毎に政策コストを把握して支援を行う仕組みを基本とすべきではないか。

- ・客観的なリスク評価手法を用いて適切なリスク評価と管理を行うべきではないか。
- ・コンプライアンス（法令遵守）検査やリスク管理検査を引き続き行うべきではないか。

#### 経営内容に関する情報の公開を徹底

- ・経営内容に関する情報の公開を徹底するために、企業会計原則に基づき、適時に情報開示を行うべきではないか。

### (3) 組織設計、運営の考え方（簡素かつ効率的な組織）

#### 国内金融と国際金融の部門に大別

- ・政策金融機関としての一体性を確保しつつ、利用者の視点に立った効率的な組織形態とするためには、どのような組織が適当か。
- ・国内金融と国際金融の部門に大別することとされているが、国内金融の業務を行う部門は、業務の態様に応じた区分を明確にして内部組織が編成されるが、どのような区分が適当か。また、国際金融の業務を行う部門は、現在の国際協力銀行（J B I C）の信用の維持と業務の主体的遂行が可能となる体制を整備するために、どのような組織形態が適当か。
- ・国際金融の業務と国際協力機構（J I C A）に承継される円借款業務との間の連携を図るために、どのような仕組みが必要か。
- ・収支相償の原則に従う業務（国際業務）とその他の業務を区分すること、補助金の使途の透明性を確保すること等の点を踏まえると、損益管理の在り方はどうあるべきか。
- ・A L M管理（資産・負債の総合管理）や資金調達コストなどの観点から見て、どのような資金調達のあり方が適当か。

#### 専門的能力を有する職員の配置及び育成

- ・借り手の利便性を維持するためには、窓口設置、職員配置、専門能力の維持・強化についてどのような方策を講じるべきか。
- ・一方、統合効果を発揮しつつ、専門性の維持・強化を図るために、職員の配置及び育成についてどのような方策を講じるべきか。

#### 統合による行革効果

- ・管理部門等共通する業務の一元化、支店配置の見直し、人員の削減、事務経費の削減等、統合効果をどのように発揮していくべきか。
- ・システム関連の費用など、移行に伴い必要な経費についても、効率化を図りつつ、最小限に絞り込んでいくべきではないか。

## 2 . 業務の在り方

### (1) 承継される業務

国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達支援機能  
重要資源の海外における開発及び取得の促進並びに産業の国際競争力の維持・向上を図る機能

### (2) 部分保証等の推進により一般の金融機関が行う金融を補完

- ・ 部分保証、証券化、間接融資等の活用促進のための取組みをどのように進めるべきか。
- ・ モラルハザードの防止に十分留意すべきではないか。

### (3) 貸付金の残高の継続的な縮小を可能とするための業務の実施状況の評価・監視体制の整備

- ・ 業務の実施状況の評価及び監視を行い、その必要性の有無や民間に委ねることの適否を市場化テスト等の活用により不断に見直すために、どのような体制が適当か。

## 3 . 20 年度の新体制移行までの準備の在り方

### (1) 現行政策金融機関の資産及び負債を厳正かつ詳細に評価

- ・ 発足までに、現行政策金融機関の資産及び負債を厳正かつ詳細に評価するには、どのような手続が必要か。
- ・ 評価の結果に基づき、将来にわたり業務を円滑に遂行することを可能とするよう、発足に当たり、財務の健全性について検証していくことが必要ではないか。

### (2) 現行政策金融機関の貸付等の業務の利用者及び債券の所有者の利益が不当に侵害されないようにすることその他必要な経過措置

- ・ 新機関への円滑な移行のためどのような措置が必要か。

### (3) その他の留意点

- ・ システム、業務運営、人事、労務など、実務上、相当の検討期間を要するものについて、新機関の円滑な発足に支障がないよう、関係機関の間で具体的な検討作業を速やかに開始すべきではないか。

## 【商工組合中央金庫関係】

### 1. 完全民営化時点における機関の在り方

#### (1) 新機関のイメージ（金融機関としての特色）

- ・ 政策金融機関として培ってきた中小企業との緊密な信頼関係等を活かしつつ、民間金融機関として持続的に自立するため、どのような特色あるビジネスモデルを構築するのか。
- ・ 中小企業に特化した事業評価の能力や全国的なネットワーク等の経営資源を活かして安定的な資金供給、多様な金融サービスの開発・提供を行うべきではないか。

#### (2) 業務の在り方

資金運用の在り方（収益力の向上、サービスの拡充）

- ・ 持続可能なビジネスモデルを構築していく中で、所属団体中小企業向け融資を中核としつつ、融資対象についてどのように考えるのか。
- ・ サービスの多様化・リスク管理の強化をどのように進めるのか。

資金調達の在り方（自立した調達基盤の確保）

- ・ 資金運用の在り方と適合させながら、どのように安定的、効率的かつ多様な資金調達基盤を確立するのか。債券による調達に加え、預金による調達を強化していく必要があるのではないか（現行の預金者の範囲は所属団体中小企業等に限定）。

#### (3) 組織の在り方

- ・ 所属団体中小企業向け金融としての特性を踏まえた組織・運営を確保するための措置としてどのようなものが考えられるか。また、財務基盤の整備についてどのように考えるか。
- ・ 新機関が金融機関としての特色を発揮するため、金融制度上、どのような位置付けが必要か。

### 2. 移行期（20年度の新体制移行から完全民営化まで）の在り方

#### (1) 完全民営化のプロセス

- ・ 政府保有株式の完全売却に当たっては、現有の経営資源を最大限活用するビジネスモデルを確立し、企業価値を維持・向上することが重要ではないか。

移行期における業務の在り方

- ・ 民間金融機関とのイコールフットイングの確保を図る一方で、経営

の自由度の拡大をどのように進めるのか。

- ・ 現行の商工中金の業務の根幹である所属団体中小企業向けという特性の維持をどのように担保するのか。
- ・ 完全民営化後の資金調達の在り方を踏まえ、調達体制をいかに整備していくか。

移行期における組織の在り方

- ・ 企業価値の維持・向上に留意しつつ、民間金融機関とのイコールフットィングの確保を図るため、政府としての関与をどのように縮小していくのか。
- ・ 株式会社化後の出資者の範囲をどのように考えるか。

その他

- ・ 完全民営化のプロセスを評価・検証するための何らかの仕組みが必要ではないか。

## (2) 移行措置

- ・ 中小企業に円滑な金融機能を提供するため、適正な自己資本を確保するべきではないか。
- ・ 安定した資金調達体制への円滑な移行のための措置(金融債の発行継続等)を講じていく必要があるのではないか。
- ・ 既存の債権者・債務者への弊害をどのように回避するべきか。

## 3 . 20 年度の新体制移行までの準備の在り方

- ・ 既存の民間出資者にも配慮しながら、協同組織からの株式会社化を円滑に進めるためにどのような措置を講ずる必要があるか。
- ・ 資産及び負債の厳正かつ詳細な評価及び不要な資産の国庫への帰属については、どのように進めるべきか。
- ・ 新機関への円滑な移行のためどのような措置が必要か。

## 【日本政策投資銀行関係】

### 1 . 完全民営化時点における機関の在り方

#### (1) 新機関のイメージ(金融機関としての特色)

- ・ 政策金融機関として培ってきた信頼性、中立性、公平性等を活かしつつ、民間金融機関として持続的に自立するため、どのような特色あるビジネスモデルを構築するのか。
- ・ 事業評価の能力や地域との連携等の経営資源を活かして中長期の投融資機能(出資及び融資が一体となった新金融技術開発やリスク

マネー供給)を提供するべきではないか。

## (2) 業務の在り方

資金運用の在り方(収益力の向上、サービスの拡充)

- ・ 持続可能なビジネスモデルを構築していく中で、いかにインフラ等への長期融資を提供しつつ、地域再生・事業再生等の新金融技術を活用した投融資業務を拡大していくのか。

資金調達の在り方(自立した調達基盤の確保)

- ・ 資金運用の在り方と適合させながら、どのように安定的、効率的かつ多様な資金調達基盤を確立するのか。債券や他機関からの借入による調達のほか、預金によるホールセール調達の調達を行っていくのか。

## (3) 組織の在り方

- ・ 投融資一体となった金融機能の担い手としての特性を踏まえた組織・運営を確保するための措置としてどのようなものが考えられるか。また、財務基盤の整備についてどのように考えるか。
- ・ 新機関が金融機関としての特色を発揮するためには、金融制度上、どのような位置付けが必要か。

## 2. 移行期(20年度の新体制移行から完全民営化まで)の在り方

### (1) 完全民営化のプロセス

- ・ 政府保有株式の完全売却に当たっては、現有の経営資源を最大限活用するビジネスモデルを確立し、企業価値を維持・向上することが重要ではないか。

移行期における業務の在り方

- ・ 民間金融機関とのイコールフットィングの確保を図る一方で、経営の自由度の拡大をどのように進めるのか。
- ・ 現行の政策投資銀行の投融資機能の根幹であり、地域再生、事業再生等に活用されている出資機能をどのように担保するのか。
- ・ 完全民営化後の資金調達の在り方を踏まえ、調達体制をいかに整備していくか。
- ・ 法令等に基づき、20年度以降も国の政策として位置づけられているインフラ整備等に係る長期の投融資業務をどのように取り扱うのか。

移行期における組織の在り方

- ・ 企業価値の維持・向上に留意しつつ、民間金融機関とのイコールフットィングの確保を図るため、政府としての関与をどのように縮小

していくのか。

その他

- ・ 完全民営化のプロセスを評価・検証するための仕組みが必要ではないか。

## (2) 移行措置

- ・ 新機関の投融資業務を適切に行うため、適正な自己資本を確保すべきではないか。
- ・ 安定した資金調達体制への円滑な移行のための措置（政府保証・財融借入等）を講じていく必要があるのではないか。
- ・ 既存の債権者・債務者への弊害をどのように回避すべきか。

## 3 . 20 年度の新体制移行までの準備の在り方

- ・ 資産及び負債の厳正かつ詳細な評価及び不要な資産の国庫への帰属については、どのように進めるべきか。
- ・ 新機関への円滑な移行のためどのような措置が必要か。

## 【公営企業金融公庫関係】

### 1 . 資本市場等を活用した仕組みの在り方

- ・ 移行後の仕組みについて、地方公共団体のための債券発行機能の仕組みの在り方等をどのように考えるのか（仕組みの担い手等）。

### 2 . 廃止に向けた移行措置の在り方

- ・ 移行後の仕組みのために必要な財政基盤を確保するための措置をどのように考えるのか。
- ・ 既存の債権者・債務者への弊害をどのように回避すべきか。

### 3 . その他

- ・ 資産及び負債の厳正かつ詳細な評価及び現行の公営公庫の廃止に伴い、不要な資産の国庫への帰属については、どのように進めるべきか。

## 【危機対応関係】

### 1 . 危機対応体制の在り方

#### (1) 危機対応体制として必要な金融の内容

- ・政策金融機能を限定する中で、危機対応体制として必要な金融の内容をどのように考えるか。

(2) 危機対応体制の整備に当たっての視点

- ・危機対応体制の整備に当たって、どのような視点を重視すべきか（政策としての機動性や実効性の確保、発動の要件や措置の内容の明確化、財政負担の最小化等）。

2．危機対応体制に係る手続・基準

(1) 迅速かつ円滑な危機対応を行うための発動の要件・措置の内容

- ・危機対応体制を発動するための意思決定の手続や基準をどのように設定するのか。また、危機対応体制として必要な金融の範囲や手法をどのように考えるか。

(2) 政府及び関係機関の連携・調整の在り方

- ・政府及び関係機関一体となった対応を如何に確保していくのか。

3．関係金融機関の基本的役割

(1) 新政策金融機関、完全民営化機関（商工組合中央金庫・政策投資銀行）及び民間金融機関の役割分担

- ・新政策金融機関の役割をどのように考えるか（危機対応体制の中核。危機時の初期対応や迅速な融資枠の拡大）。
- ・完全民営化機関に期待される役割をどのように考えるか（移行期における経営資源等の活用、政府との連携の在り方。完全民営化後の役割をどのように考えるか。）。
- ・民間金融機関に期待される役割をどのように考えるか（政府との連携の在り方）

(2) 完全民営化機関及び民間金融機関に対するリスク補完の在り方

- ・完全民営化機関等の有する金融機能を活用するため、政府としての適切なリスク補完等の仕組みの構築が必要ではないか（モラルハザードの防止に留意しつつ、イコールフットイング及び政策的な機動性・実効性を担保した仕組み）
- ・リスク補完等にあたって新政策金融機関を活用することについてどのように考えるか。

(3) その他関連制度との連携の在り方

- ・中小企業等の信用保証制度や地方公共団体が設けている制度融資との連携をどのように確保するか。